１、事業概要について

（１）学校の臨時休業による利用者負担増加額の補助

令和２年２月２７日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休校（以下、臨時休校）の要請に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、増加した利用者負担額（４月利用分から６月利用分まで）について、事業所が一時的に負担した場合に、当該事業所に対し、負担した額を補助するもの。

【対象経費】
・報酬単価が平日単価から休日単価に切替わることによる利用者負担額増加額
・サービス利用が増加したことによる利用者負担増加額など。

（２）電話等による在宅支援に係る利用者負担増加額の補助

臨時休校に伴い、放課後等デイサービス事業所が電話等の方法により、児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行った場合、その日の利用者負担額（４月利用分から６月利用分まで）について、事業所が一時的に負担した場合に、当該事業所に対し、負担した額を補助するもの。

２、利用者負担増加額の算定方法について（案）①

利用者１人ずつについて臨時休校に伴い報酬単価に影響があった場合の請求額（国保連請求額）と影響がなかった場合の請求額を比較し、利用者負担増加額を算定する。

【４月の利用者負担増加額の算定例】

日付	曜日	サービス提供実績								備考
		サービス提供の状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎加算		家庭連携加算	訪問支援加算	
						往	復	時間数	時間数	
14	火		2	15:00	18:00	0	0	0	0	通所支援
15	水		2	15:00	18:00	0	0	0	0	通所支援
16	木		2	15:00	18:00	0	0	0	0	利用予定日以外の利用日
17	金		2	15:00	18:00	0	0	0	0	在宅支援
18	土		2	15:00	18:00	0	0	0	0	通所支援
合計						0回		0回	0回	

⇒ 休日単価を平日単価で報酬算定

⇒ 本来であれば利用していない日であるため報酬算定しない

⇒ 在宅支援日の利用者負担は０円であるため報酬算定しない

（１）学校の臨時休校により報酬単価等に影響がある日の算定方法

①平日単価から休日単価に切替えた日　⇒　平日単価で算定（土日祝日は休日単価）
②通常の利用予定日以外の日に利用した日　⇒　基本報酬及び基本報酬に付随する加算（児童指導員等加配加算など）は報酬算定しない
③運営規程に定める営業時間を超えて開所し、延長支援加算を算定した回数　⇒　加算の報酬算定しない

（２）電話等による在宅支援を行った日の取扱い

電話等による在宅支援を行った日　⇒　利用者負担は発生しないため基本報酬及び基本報酬に付随する加算は報酬算定しない

別紙

3、利用者負担増加額の算定方法について（案）②

報酬単価の影響がある場合の請求額

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
放デイ30・有資格Ⅰ6	631937	7422	5	3710	
放デイ児童指導員等加配加算Ⅰ2・Ⅰ6	634055	1555	5	7755	
放デイ福祉専門職員配置等加算Ⅰ	635492	15	5	75	
放デイ処遇改善加算Ⅰ	636621	3691	1	369	
放デイ特定処遇改善加算Ⅰ	636772	32	1	32	

請求額集計欄

| サービス種類コード | 63 | 放課後等デイサービス | | |

４、その他

・算定方法のイメージは２、３ページのとおりですが、簡易な算定フォーマットを作成する予定です。
・本市への申請様式等は後日ご案内いたします。
・本市の利用者への補助であるため、他市の利用者については他市にご確認ください。